

## 第16回 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

### 情報信託機能の普及促進に向けた課題解決に係る調査 — 報告資料 —

- (1) 特殊性の高い情報の利活用に係る実証事業
- (2) データ倫理を担う人材の育成等

## **(1) 特殊性の高い情報の利活用に係る実証事業**

## 1-1. 実証事業の背景・目的

現在、情報信託機能は、（健康・医療分野の）要配慮個人情報について取り扱い対象外とされており、情報信託機能としてこれら情報を取り扱う場合に必要とされるセキュリティや情報管理体制など現行の情報信託機能の認定に係る指針ver2.0に追加すべき要件を検討した。

### 背景

情報信託機能における要配慮個人情報の取り扱いは、安全を配慮した上で、本人や社会のために使うというニーズは高く、特にそのうち機微性の高い情報とされている医療等の情報の情報信託機能活用に関しては、民間PHR機能事業者による検討が現在進められている。一方で、情報信託機能で要配慮情報等の個人情報を取扱う際の課題も、まだまだ多く見受けられる。

### 目的

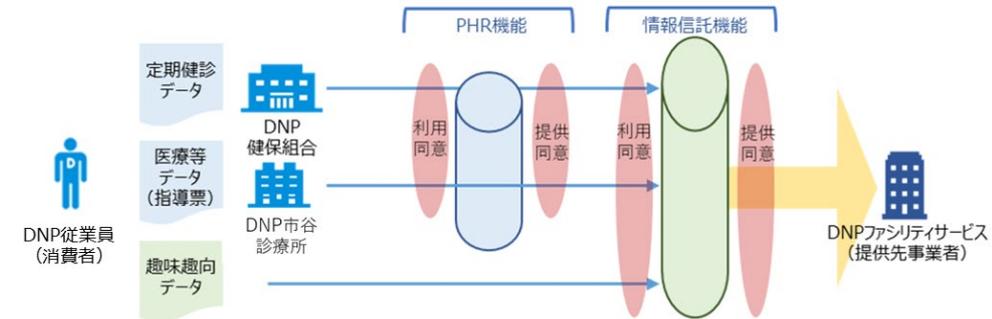
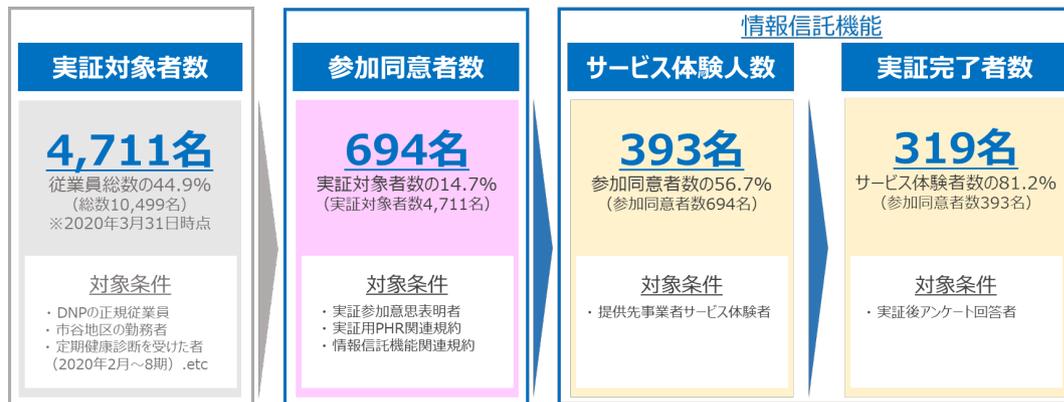
本実証では検証によって情報信託機能における医療等の情報を含む要配慮個人情報の取り扱いについての有用性を実証するとともに、その際全関係者が遵守すべきルールや要件等を可視化・提示を図るものとする。

## 1-2. 実証概要

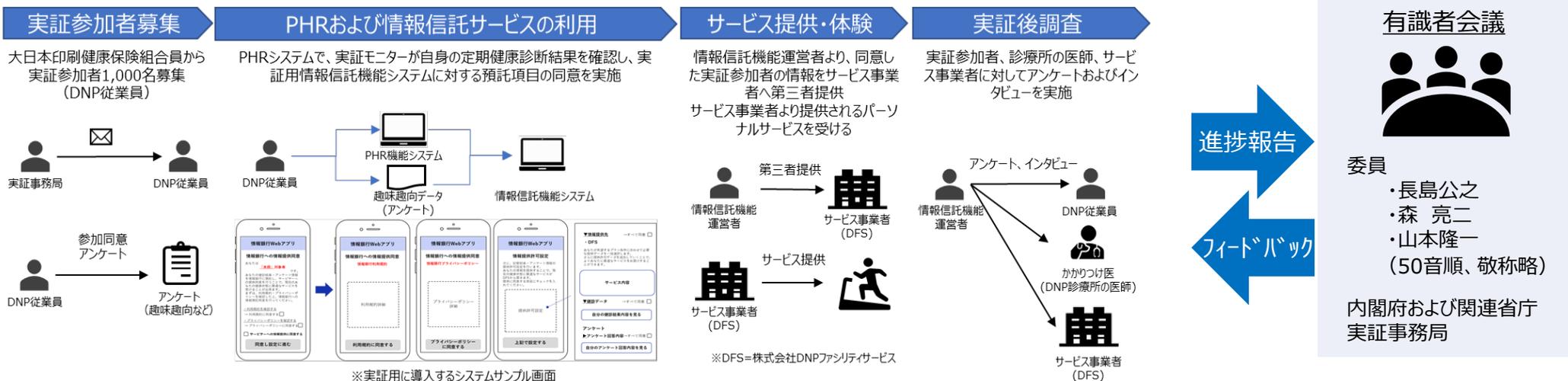
本実証では、DNP従業員の要配慮個人情報等を本人同意を取得し、実証環境で整備した情報信託機能を体験頂き、319名分のアンケート等（一部インタビュー含む）の結果より情報信託機能の有用性、要配慮個人情報に対する意識および課題を検証した。

✓ 実証対象者、参加同意およびサービス体験者などの人数推移

✓ 取扱う個人情報とデータ流通フローの仕組み



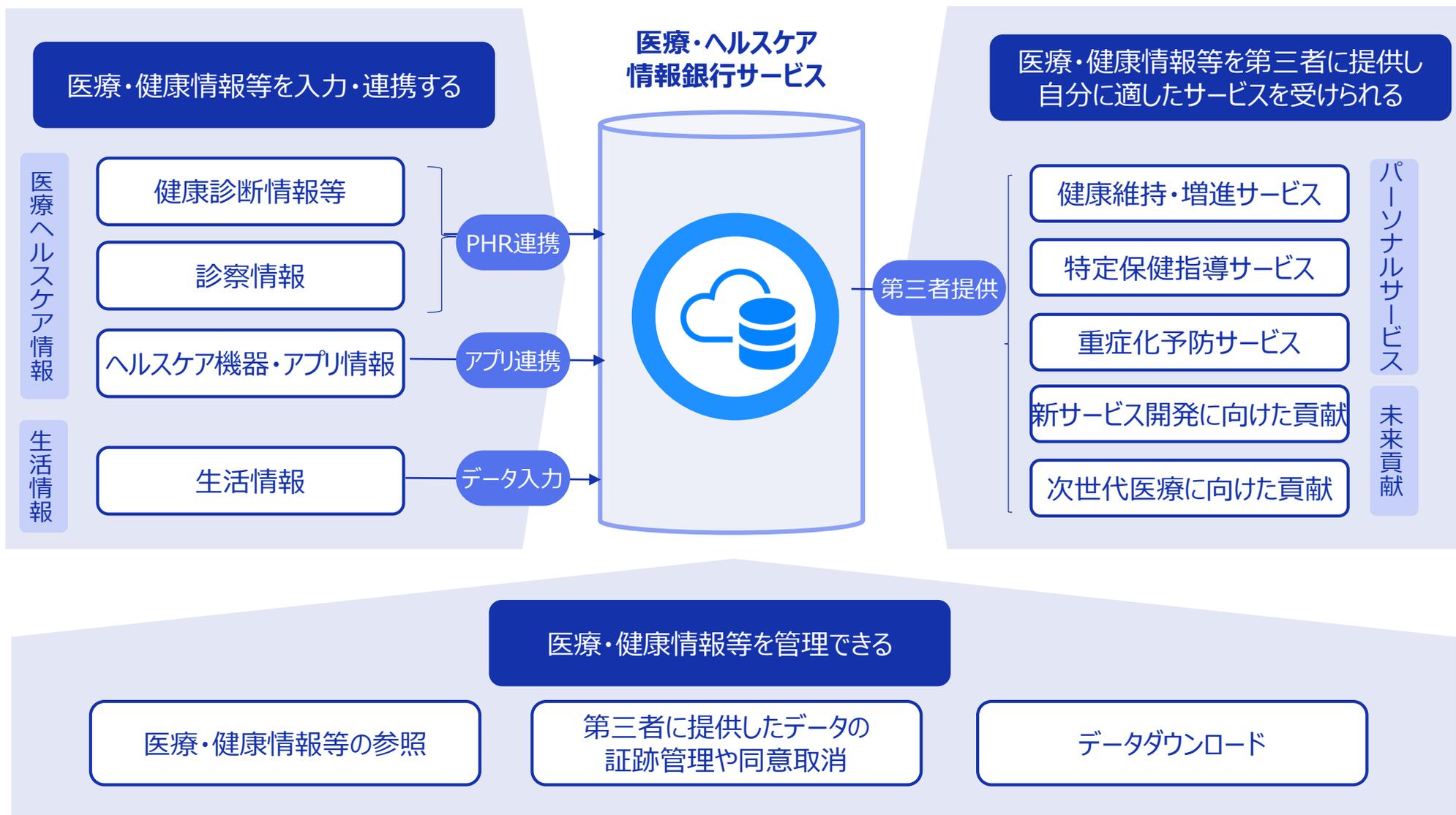
✓ 本実証では、活動進捗を有識者会議で報告⇔フィードバックを頂きながら実施



※実証環境では、利用規約、個人情報の取り扱いなどの同意書類、情報信託機能を体験できるようにWebアプリを試作開発、また個人情報を安全に取り扱うに必要な運用体制を整備

# 【参考資料】実証で準備した医療・ヘルスケア情報銀行サービス (デモサイト) **DNP**

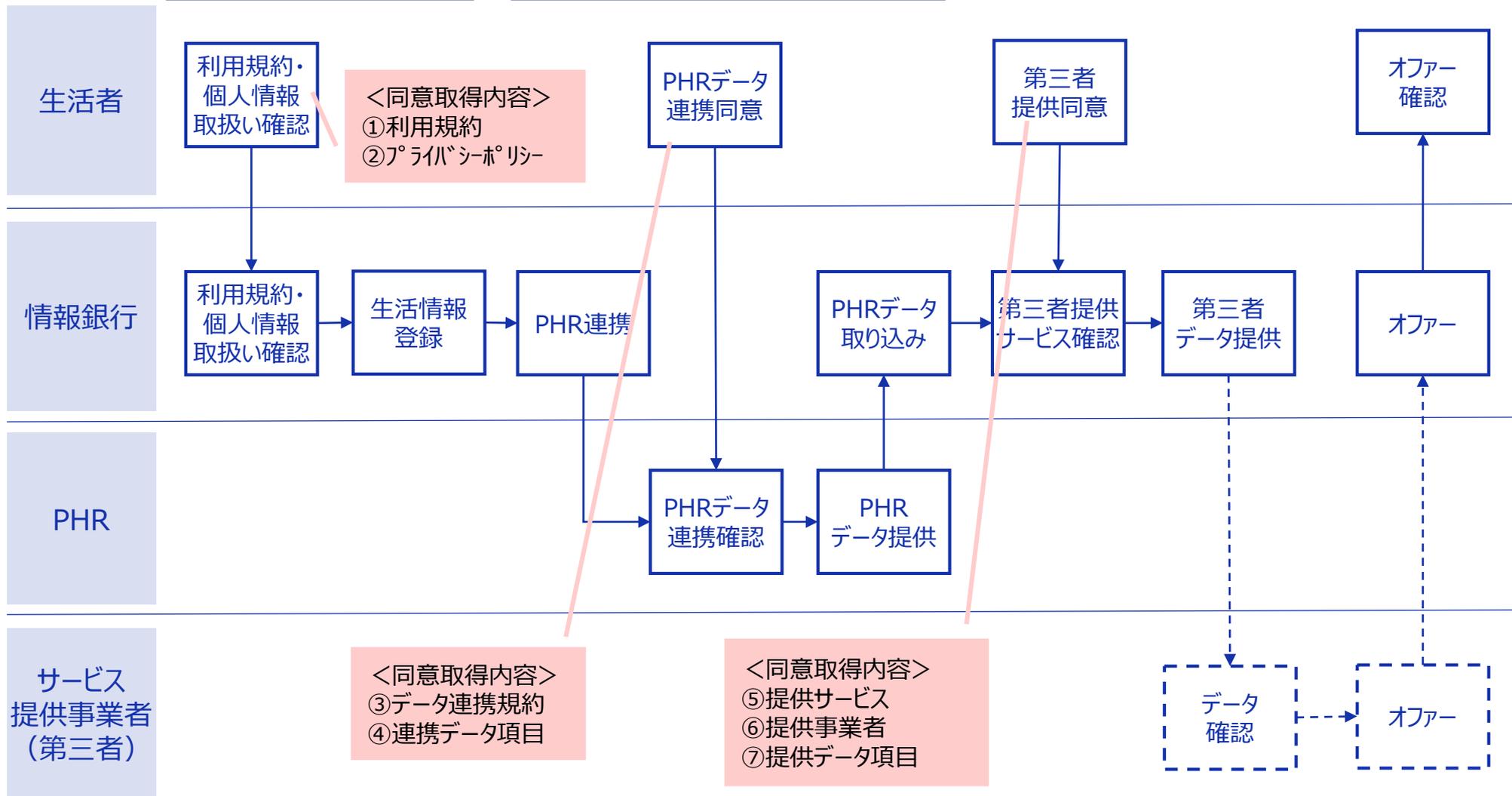
医療・ヘルスケア情報銀行サービス (デモサイト) では、「医療・健康情報等の入力・連携」「健康・医療情報等の第三者提供による自分に適したサービスの享受」「医療・健康情報等の管理」といった機能の体験が可能。



# 医療・ヘルスケア情報銀行サービス デモサイトの流れ

DNP

デモサイト  
提供内容



# 1. モック画面イメージ<アカウント新規登録>



## ① 利用規約の確認

戻る アカウント新規登録

アプリのご利用にあたり、アカウントの新規登録が必要になります。  
新規登録にあたっては、「利用規約」「個人情報の取扱い」への同意が必要になりますので、下記ボタンより「利用規約」と「個人情報の取扱い」をご確認の上、同意をお願いします。  
(「利用規約」「個人情報の取扱い」について同意いただけない場合、「次へ」ボタンは押せません)

利用規約について同意しました

個人情報の取扱いについて同意しました

利用規約

医療ヘルスケア情報銀行サービス  
利用規約

第1条 目的  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXX

第2条  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXX

第3条  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXX

## ② プライバシーポリシーの確認

個人情報の取扱い

医療ヘルスケア情報銀行サービス  
個人情報の取扱い

第1条 目的  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXX

第2条  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXX

第3条  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXX

アカウント情報登録

アカウント情報を入力します

性 ※必須

名 ※必須

...

パスワード ※必須

登録した電話番号のSMSに6桁の認証番号を送信します

認証番号入力

SMSに送信された  
認証番号 (6桁) を入力してください。

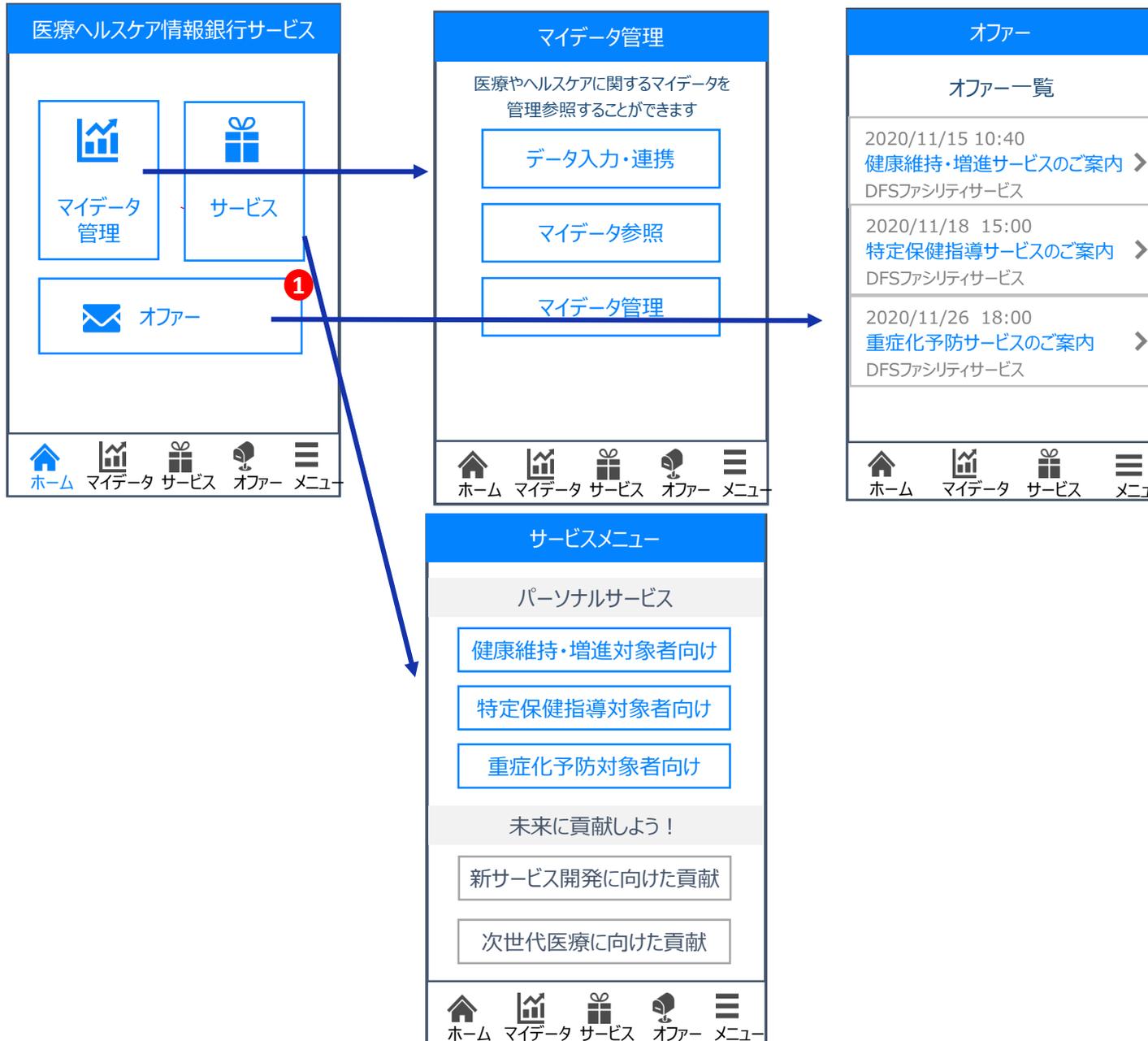
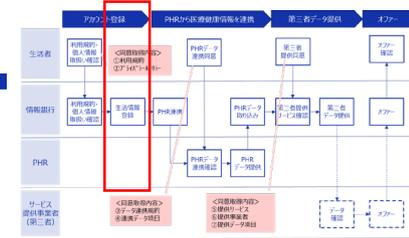
[認証番号が届かない場合はこちら](#)

アカウント情報登録完了

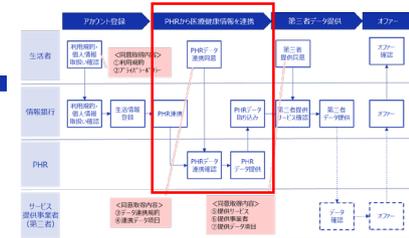
アカウント情報の登録が完了しました。

続いて生活に関する情報を登録します。  
情報の登録によって、医療ヘルスケアに関するより個人に適したサービスなサービスをご利用できる場合があります。  
※情報の登録は任意になります。

## 2. モック画面イメージ<ポータル>



### 3. モック画面イメージ<医療機関データ連携 1/2>



#### 医療機関データ連携

医療機関より診察データの連携をします。  
医療機関を選択

医療データを選択

「データ連携」ボタンを押下すると、選択した医療機関のWEBサイトに遷移します。  
遷移後に選択した医療機関にログインし、連携するデータを選択・確認することで、医療機関より本サービスに連携をします。

データ連携

ホーム   マイデータ   サービス   オファー   メニュー

#### PHRデータ管理サービスログイン

※本サイトは、PHRデータ管理サービス連携のWEBサイトです。

PHRデータ管理サービスから、医療・ヘルスケア情報銀行サービスにデータ連携するには、PHRデータ管理サービス利用規約をご確認の上、ログインする必要があります。

PHRデータ管理サービス利用規約を確認しました

ID  
Healthcare-poc@mail.dnp.co.jp

パスワード

ログイン

キャンセル

[サービス利用規約](#)   [個人情報の取扱い](#)

#### PHR連携データ選択

PHRデータ管理サービスから、医療・ヘルスケア情報銀行サービスに連携するデータを選択します。

医療機関を選択  
DNP健康保険組合

医療データを選択  
定期健診

受診年月を選択  
2020年   2月

次へ

キャンセル

#### PHR連携データ項目選択

PHRデータ管理サービスから、医療・ヘルスケア情報銀行サービスに連携するデータ項目を選択します。

定期健診データ

<input type="checkbox"/>	身長	170.5
<input type="checkbox"/>	体重	68.8
<input type="checkbox"/>	腹囲	78.0
<input type="checkbox"/>	BMI	24.1
<input type="checkbox"/>	標準体重	62.5
<input type="checkbox"/>	視力 右	0.5
<input type="checkbox"/>	視力 左	0.5
<input type="checkbox"/>	HDL-C	62
<input type="checkbox"/>	AST	25
<input type="checkbox"/>	ALT	23
<input type="checkbox"/>	γ-GT	42
<input type="checkbox"/>	AL-P	122
<input type="checkbox"/>	ZTT	6.2

全選択   全解除

D-serveで定期健診データを確認する

次へ

キャンセル

③データ連携規約の確認

④データ連携項目の確認

#### PHRデータ管理サービス利用規約

PHRデータ管理サービス利用規約

第1条 目的  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

第2条  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

第3条  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

上記の利用規約について最後までご確認いただき、「確認する」ボタンを押してください。  
※最後までスクロールして確認しないと「確認する」ボタンは押せません

確認しました

## 4. モック画面イメージ<医療機関データ連携 2/2>

←
連携データ確認

PHRデータ管理サービスから、医療・ヘルスケア情報銀行サービスに以下のデータを連携します。

医療機関	
DNP健康保険組合	
医療データ	
定期健診データ	
診断年月	
2020年2月	
データ項目	
身長	170.5
体重	68.8
LDL-C	102
中性脂肪	185
HDL-C	62
AST	25
ALT	23
γ-GT	42
AL-P	122
ZTT	6.2

次へ

キャンセル

←
データ連携完了

PHRデータ管理サービスから、医療・ヘルスケア情報銀行サービスへデータ連携が完了しました。

医療・ヘルスケア情報銀行サービスに戻る

←
医療機関データ連携

医療機関より診察データの連携をおこないます。

医療機関を選択

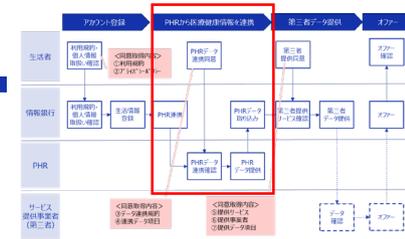
DNP健康保険組合
▼

医療データを選択

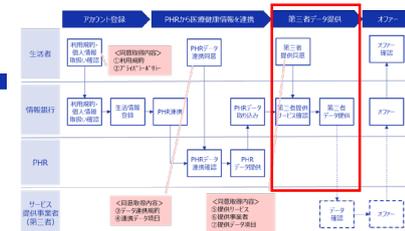
定期健診
▼

「データ連携」ボタンを押下すると、選択した医療機関のWEBサイトに遷移します。遷移後に医療機関のWEBサイトにログインし、連携するデータを選択・確認することで、医療機関より医療・ヘルスケア情報銀行サービスに連携をおこないます。

データ連携

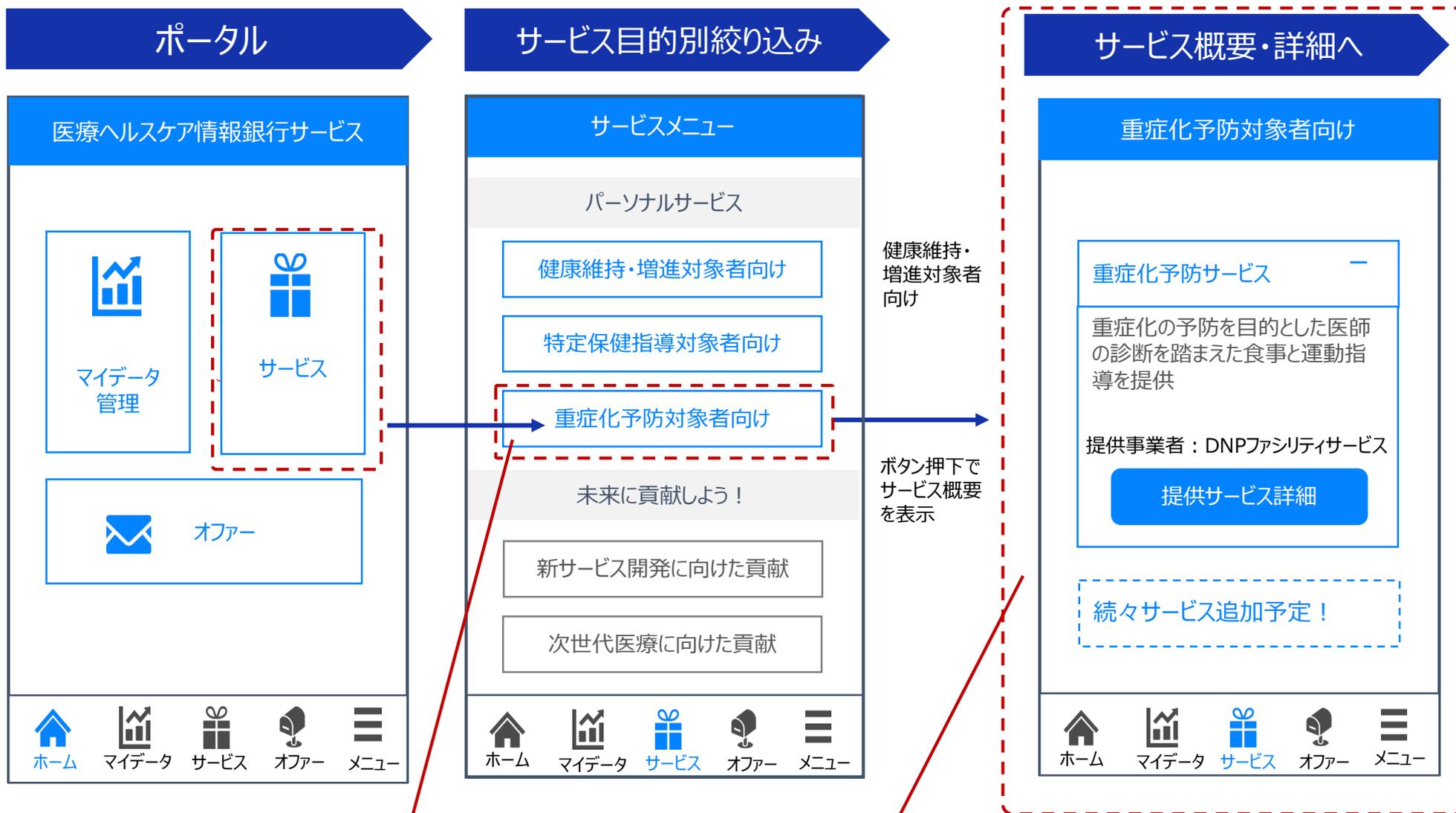


## 5. モック画面イメージ<サービス提供（第三者提供）>



### 「重症化予防対象者向け」サービスの場合

### ⑤提供サービスの確認（第三者提供先を限定）



生活者がサービスメニューを選択

第三者提供先を限定

## 6. モック画面イメージ＜提供サービス確認＞

### 「重症化予防対象者向け」サービス ⑤提供サービスの確認

重症化予防対象者向け

重症化予防サービス

重症化の予防を目的とした  
医師の診断を踏まえた食事  
と運動指導を提供

提供事業者：DNPファシリティサービス

提供サービス詳細

続々サービス追加予定！

ホーム
マイデータ
サービス
オファー
メニュー

下記の説明項目に必要な事項については各ページにて説明

- ⑤提供サービス説明項目
- ⑥提供事業者説明項目
- ⑦提供データ項目

サービス詳細

サービス名  
重症化予防サービス

提供事業者  
DNPファシリティサービス

サービス概要  
重症化の予防を目的とした医師の診断を踏まえた食事と運動指導を提供対象者

特定疾患を持ち診療所にかかっている方

サービス詳細

サービスイメージ  
提供料金／提供期間

提供データ項目  
・健康診断データ／診察データ  
・生活登録情報

サービス提供条件・注意事項  
・本サービスにより、重症化が必ず予防されるわけではありません。  
「重症化予防サービス」のご利用にあたっては、提供事業者・提供データ項目の確認・同意が必要になります。

提供事業者同意

提供データ項目同意

同意して次へ

### ⑥提供事業者の確認

サービス詳細

事業者名  
DNPファシリティサービス  
提供エリア

日本全国

個人情報の利用目的  
特定疾患を持ち診療所にかかっている方

個人情報の第三者提供の有無  
無

データ保存期間  
2020年12月～2021年1月

プライバシーポリシーの取得有無  
プライバシーポリシーの取得有無

ISMSの取得有無  
無

利用規約URL  
<https://www.dnp.co.jp/CGI/contact/form.cgi?mode=privacy&id=0596>

同意

### ⑦提供データ項目の確認

提供データ項目同意

情報銀行からDFSへ提供するデータ項目を選択します

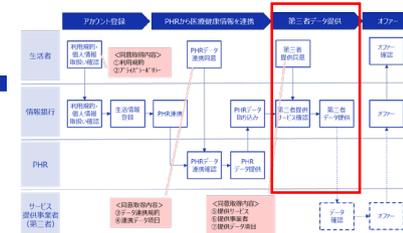
健診データ

DFS提供サービスをご利用になるには以下のデータ項目のDFSへの提供が必要です。DFSに提供してよいデータ項目をチェックしてください

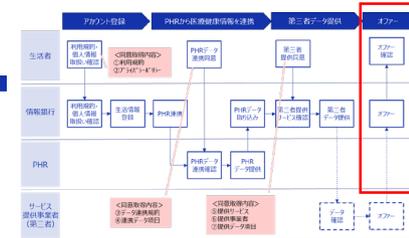
身長	175cm	<input type="checkbox"/>	△
体重	65kg	<input type="checkbox"/>	
BMI	20.5	<input type="checkbox"/>	
聴力	15db	<input type="checkbox"/>	
視力	右2.0 左1.7	<input type="checkbox"/>	
血圧	120/70	<input type="checkbox"/>	
尿酸	5.0	<input type="checkbox"/>	▽

上記のデータ項目を全て選択する

同意



# 7. モック画面イメージ<オファー>



医療ヘルスケア情報銀行サービス



マイデータ  
管理参照  
サービス



サービス



オファー 1

ホーム
マイデータ
サービス
オファー
メニュー

オファー

オファー一覧

2020/11/15 10:40  
健康維持・増進サービスのご案内 >  
DFSファシリティサービス

2020/11/18 15:00  
特定保健指導サービスのご案内 >  
DFSファシリティサービス

2020/11/26 18:00  
重症化予防サービスのご案内 >  
DFSファシリティサービス

ホーム
マイデータ
サービス
メニュー

オファー詳細

2020/11/15 10:40  
健康維持・増進サービスのご案内  
DFSファシリティサービス

オファー内容

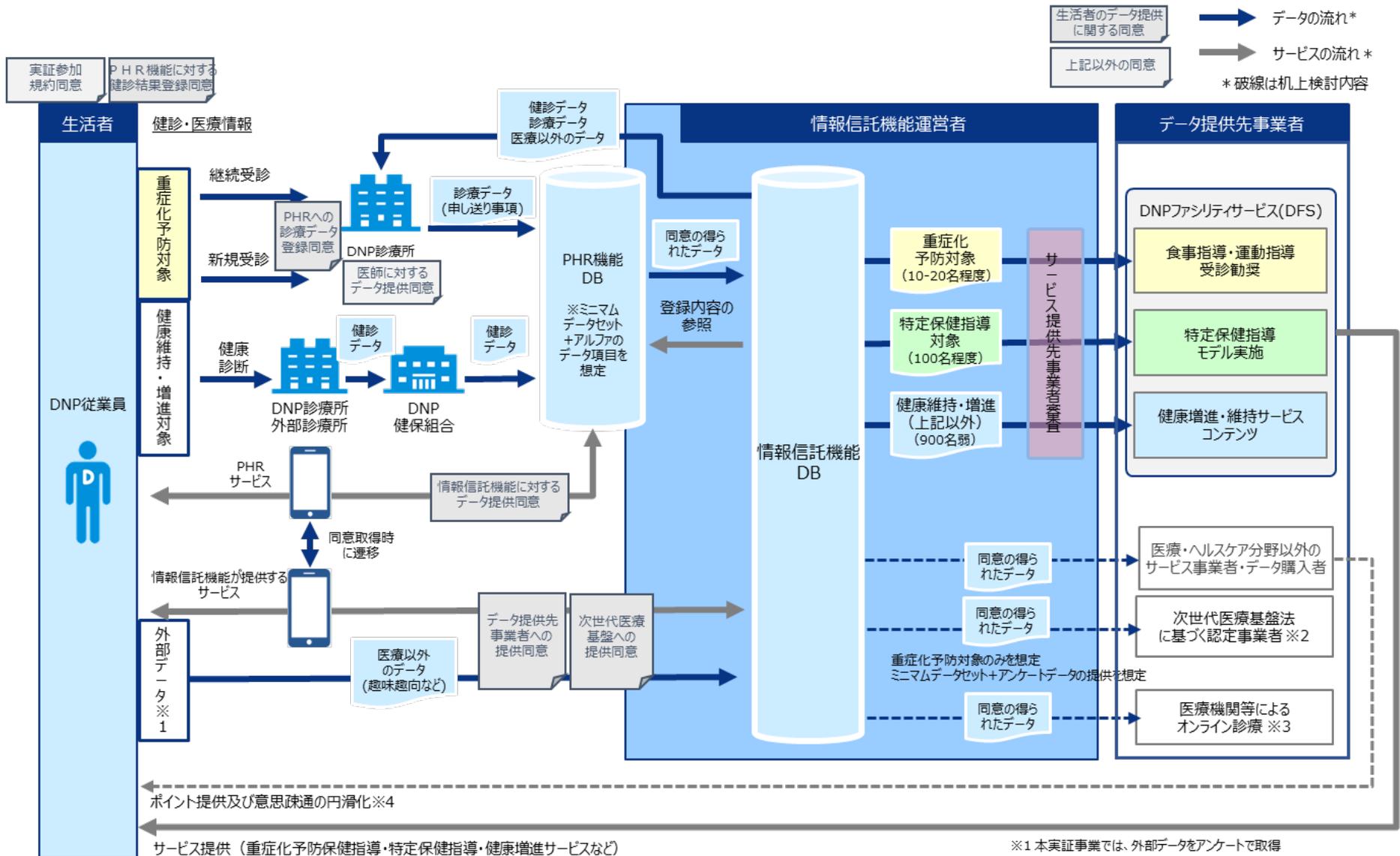
戻る

申し込む

ホーム
マイデータ
サービス
メニュー

# 1-3. 実証事業全体概要イメージ

# DNP



※1 本実証事業では、外部データをアンケートで取得  
 ※2 次世代医療基盤法との連携はデータ提供要件・課題の取り纏めを実施  
 ※3 本実証事業ではオンライン診療に向けた消費者ニーズや課題等を調査  
 ※4 本実証事業では医療・ヘルスケア分野以外のサービス事業者へデータを提供しないためポイント提供は行わない

## 1-4. 検証ポイント

情報信託機能の業務フローを含む基本事項整理や当機能が与える利用者・医療機関・機能運営者に対する有用性、認定指針に反映すべき要件の整理、同意取得方法やコントロールビリティ機能の検討を目的に3分類で整理した。

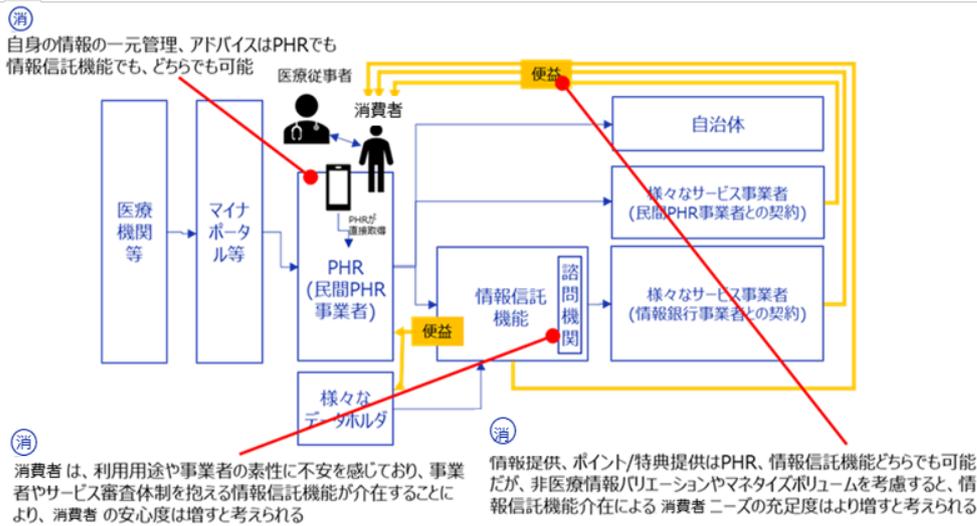
検証事項		ご説明スライド	
1. 情報信託機能の枠組みを活用することによる有用性の検証			
(1) 基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報信託機能が介在した場合のユースケースの抽出</li> <li>情報信託機能が介在した場合のフローの整理</li> </ul>	<p><b>スライド1-5</b></p> <p>本実証参加者に対する実証後等アンケート調査回答(319名分)および各ステークホルダへのインタビューを結果をもとに検証結果を確認した。</p>	
(2) 利用者への有用性検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報信託機能が介在した場合のサービスの有用性の検証 (PHRサービス単体との違い)</li> <li>複数のサービス提供者から適したサービスを選択できることの有用性</li> <li>自身の健康情報 + αを一括して信託することによる有用性の確認</li> <li>利用者自身へのフィードバック</li> <li>有用な (ニーズの高い) 情報</li> <li>有用な (ニーズの高い) サービス</li> </ul>		
(3) 医療機関等への有用性検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医へのフィードバック</li> <li>有用な (ニーズの高い) 情報</li> <li>有用な (ニーズの高い) サービス</li> <li>フィードバックにあたっての留意点 (医療行為に該当しないか等)</li> </ul>		
(4) 事業面の有用性検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代医療基盤法に基づく認定事業者へのデータ提供</li> <li>情報信託機能が介在した場合の同意取得方法・フローの変化</li> <li>情報信託機能が介在した場合の情報提供意向の変化</li> <li>マネタイズについての有用性</li> <li>情報信託機能とPHR機能のみの場合のビジネスモデルの違い・有用性の検証</li> <li>特定の企業のみ利益に寄らないための事実モデルのあり方</li> </ul>		
2. 同意取得・コントロールビリティの確保			
(1) 同意取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人からの同意取得の方法</li> <li>同意取得フローの変化</li> <li>同意取得時に必要な説明事項</li> <li>同意取得におけるUI</li> </ul>		<p><b>スライド1-6</b></p> <p>本実証参加者に対する同意書類等の理解度および実証後等アンケート調査回答(319名分)をもとに検証結果を確認した。</p>
(2) コントロールビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供する情報、情報提供先のコントロールのあり方</li> <li>個人のコントロール権が必要な範囲</li> <li>提供コントロールのUI</li> </ul>		
3. 要配慮個人情報を取り扱う上で遵守すべきルール・要件			
(1) 認定指針に反映すべき要件の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模要件 (情報信託機能の会員規模等)</li> <li>運用要件</li> <li>セキュリティ要件</li> <li>情報提供先の審査要件</li> </ul>		<p><b>スライド1-7</b></p> <p>有識者会議にて、認定指針への改定案、情報信託機能が取り扱う情報のレベル区分、及びレベルごとの方針を整理、同改定ロードマップを設定した。</p>

# 1-5. 情報信託の枠組みを活用することによる有用性

本実証参加者に対する実証後アンケート調査回答（320名分）および各ステークホルダ（医療機関、民間PHR事業者、情報提供先想定事業者、ヘルスケアアプリサービス事業者）へインタビューを実施した。

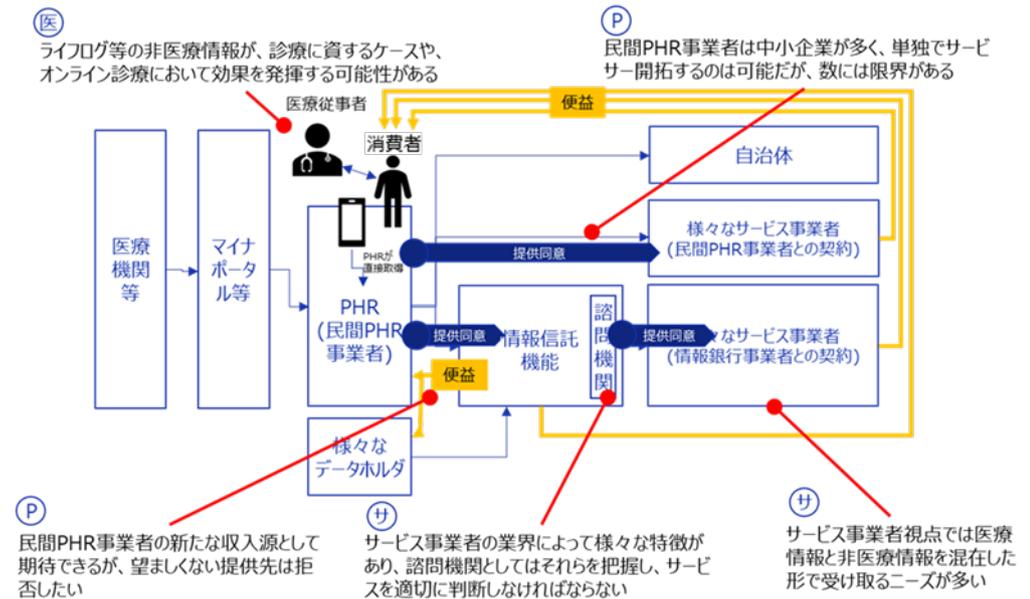
## アンケート結果（消費者視線）

医療等の情報の流通において有益な情報提供とポイント等の特典提供にあった。消費者が期待するサービスとしては自分自身の情報が一元管理でき自身の情報をもとに有益なアドバイスが得られることが確認できた。



## インタビュー結果（各ステークホルダ視線）

健康診断結果や医療等の情報が流通することで、新たな公的保険外サービス開発や消費者に適切なタイミングでサービス提供ができる効果的なマーケティングなどに資する可能性がある。



# 1-6. 同意取得・コントロールビリティの確保

健康・医療情報等の機微性を踏まえた個人の関与のあり方として、同意取得やコントロールビリティについて、情報信託機能認定指針に加え、有識者の意見を踏まえ、検証を実施した。

	対応方針	検証結果（アンケート・インタビュー）	課題と対応策
<p>第三者提供に係る条件の指定及び変更（同意取得）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要配慮個人情報扱うことに考慮し、包括同意ではなく、第三者提供先を限定した個別同意とする</li> <li>■ 第三者提供先へのデータ項目数が多い場合を想定し、消費者が提供するデータ項目をしっかりと認識し、且つ使い勝手のよいユーザーインターフェイスを検討</li> <li>■ 本人が正しく理解して同意していない可能性があることが課題、それを検証するためにテスト形式で理解度を調査。</li> </ul>	<p>&lt;同意の理解度（実証）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 理解度アンケート調査では、消費者の55%が正答しており概ね理解したと考えられる。</li> </ul> <p>&lt;同意取得（UI）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• データ提供同意画面では、ある程度理解できたと回答した消費者は89%。</li> <li>• 一方で、UIに関しては読まずに同意した消費者が43%との結果</li> <li>• 同意画面では同意内容が冗長なため、同意までの時間を要したとの意見あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 同意内容については、概ね理解しているものの内容を読まずに同意するケースが多いため、データ入力の都度、その利用目的及び本人に及ぼす影響を端的に明示することが望ましい</li> <li>• また、同意内容を全て表示し理解してもらうのは難しいため、同意の重要ポイント（利用目的、提供事業者、リスク等）を強調するような視覚的に理解できるUIが必要</li> </ul>
<p>提供履歴の閲覧（トレーサビリティ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報信託機能認定指針に基づいたコントロールビリティを実現</li> </ul> <p>&lt;トレーサビリティ&gt; 提供日時、提供データ項目、提供先での利用状況など履歴詳細の提示</p>	<p>&lt;トレーサビリティ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• トレーサビリティで重要視する内容は、「利用目的」「提供データの利用内容」など、提供データがどのように使用されるかについての回答が多かった</li> </ul>	<p>&lt;トレーサビリティ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• トレーサビリティでは、消費者が重要視する内容（利用目的、提供データの利用内容）の他、認定指針に沿った履歴詳細の提示が必要</li> </ul>
<p>第三者提供・利用の停止（同意の撤回）</p>	<p>&lt;同意の撤回&gt; 個人からの同意の撤回の指示を受けた場合、それ以降はデータを提供しない</p>	<p>&lt;同意の撤回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 同意の取消までのリードタイムは、取消理由やリスク度合いによって許容範囲は異なるとの意見があった。</li> </ul>	<p>&lt;同意の撤回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人からの同意の撤回の指示を受けた際には、取消利用等に関わらず、即日対応が望ましいと思われる。</li> </ul>
<p>個人情報の開示等</p>	<p>&lt;個人情報の開示等&gt; 本人から提供された情報を、閲覧・ダウンロードできる仕組み</p>		

# 1-7. 情報信託機能で医療等の情報を取り扱う上で

## 遵守すべきルール・要件の検討

DNP

### 医療情報のレベル区分を踏まえ、認定指針改定のロードマップ（案）を整理した

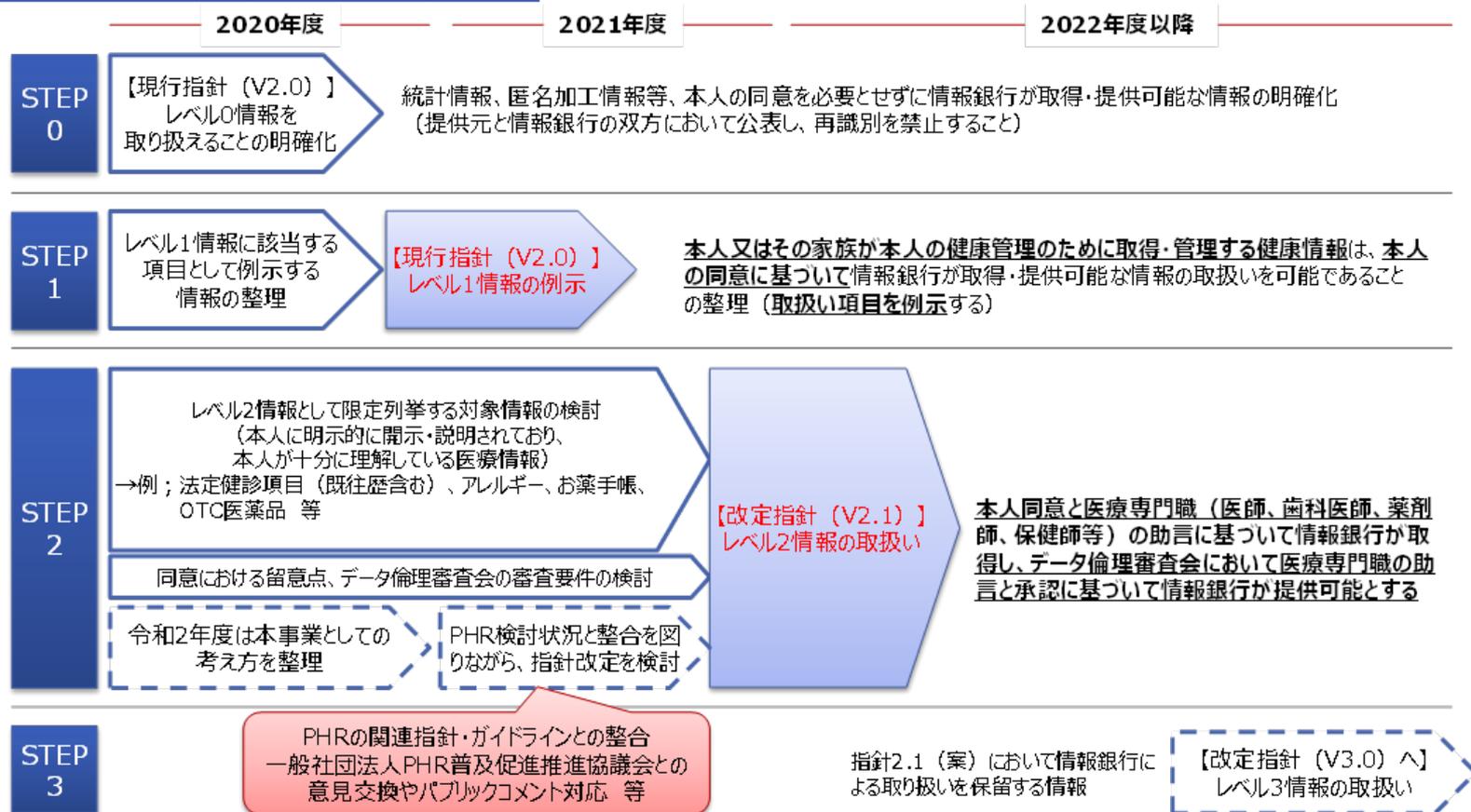
現行指針2.0では（健康・医療分野の要配慮個人情報）について取り扱い対象外とされている。

このため、現行指針で取扱い可能な統計情報、匿名加工情報（以上レベル0情報）、及び健康情報（レベル1情報）を例示した。

また、業務適格性、情報セキュリティ、ガバナンス体制等に関して医療情報を取り扱うための追加要件を整理するとともに、医療専門職等の助言に基づいて取扱いが可能な一部の医療情報（レベル2情報）を例示した。

2021年度以降、以下のロードマップ（案）に沿って、レベル1情報の例示を公開するとともに、情報信託機能で取扱い可能なレベル2情報を明示するとともに、指針の改訂を進めることが望ましい。

#### 認定指針改定に向けたロードマップ



情報信託機能で取り扱う（健康・医療分野の）要配慮個人情報について、情報ごとのレベル区分（レベルが上がるほど慎重な取扱いが必要）を整理した。

取扱レベル	情報区分	情報内容例
レベル0 情報	本人の同意を必要とせず に情報銀行が取得・提供可能な情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計情報</li> <li>・匿名加工情報（匿名加工を実施する個人情報取扱事業者、及び匿名加工情報を取得する個人情報取扱事業者の双方において公表し、再識別を禁止すること）</li> </ul>
レベル1 情報	指針2.0に従い、本人の同意に基づいて 情報銀行が取得・提供可能な情報	<p><b>本人又はその家族が本人の健康管理のために取得・管理する健康情報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩数、体重、体脂肪、体温、血圧、脈拍等のバイタルデータを例示</li> <li>※健診機関や医療機関等において医療専門職（後述）が管理する情報を除く</li> <li>（注：介護情報にはレベル1情報並びにレベル2情報又はレベル3情報が混在すると考えられるため、判断が難しい場合はレベル2情報又はレベル3情報として取り扱うことを推奨する。）</li> </ul>
レベル2 情報	指針2.1（案）に従い、本人同意と医療専門職（医師、歯科 医師、薬剤師、保健師等）の助言に基づいて情報銀行が取得し、データ倫理審査会において医療専門職の助言と承認に基づいて情報銀行が提供可能な情報 （限定列挙したものを取扱い可能とする）	<p><b>本人に明示的に開示・説明されており、本人が十分に理解している医療情報（医療機関等から個人に提供され、個人が自ら入力する情報、個人が自ら測定又は記録を行うもので医療機関等に提供する情報※）</b></p> <p>【レベル2 情報の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定健診項目（既往歴含む）</li> <li>・アレルギー</li> <li>・お薬手帳</li> <li>・OTC医薬品 等</li> </ul>
レベル3 情報	指針2.1（案）において情報銀行による取り扱いを保留する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル2 情報に含まれない検査結果</li> <li>・腸内細菌、口腔内細菌</li> <li>・遺伝子情報 等</li> </ul>

※令和3年2月19日「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（案）に対する意見募集より引用。  
今後の検討状況と整合を図る必要がある。

## レベル0情報・レベル1情報の例

#	項目 (* )本人又はその家族が本人の健康管理のために取得・管理するもの	レベル0	レベル1
1	統計情報	○	
2	匿名加工情報	○	
3	歩行測定 (歩数・歩幅・ピッチ・接地角度・離地角度・外回し距離) (*)		○
4	体重 (*)		○
5	体脂肪 (*)		○
6	体温 (*)		○
7	血圧 (*)		○
8	脈拍 (*)		○
9	心拍数 (*)		○
10	消費カロリー (*)		○
11	摂取カロリー (*)		○
12	睡眠時間 (*)		○
13	月経日 (*)		○
14	内臓脂肪レベル (*)		○
15	水分量 (*)		○
16	筋肉量 (*)		○
17	骨量 (*)		○
18	タンパク質 (*)		○
19	基礎代謝 (*)		○
20	皮下脂肪 (*)		○
21	呼吸数 (*)		○
22	酸素飽和度 (取り込まれた酸素のレベル) (*)		○
23	ストレスチェック (*)		○
24	肌の状態 (*)		○
25	視力 (*)		○

## レベル2情報の例

- 法定健診項目(既往歴含む)
- アレルギー
- お薬手帳
- OTC医薬品 等

## レベル3情報の例

- レベル2情報に含まれない検査結果
- 腸内細菌、口腔内細菌
- 遺伝子情報 等

## 1-8. 考察並びに今後見据えるべき課題

### 本事業の実証・検証結果の考察

#### 情報信託機能より情報提供されたデータ提供先事業者のサービス利用

- ✓ 本実証では、実証対象者数の14.7%（694名）が参加、内、56.7%（393名）有益な情報提供や特典提供から消費者の利用率が向上したと考える。

#### 情報信託機能の利用機会の障壁

- ✓ 情報信託機能の（健康・医療分野の）要配慮個人情報情報の流通に関する消費者の不安は高くはない。情報漏洩や利用用途、事業者の素性が不安などもあげられ、となっていると考えられる。

#### 情報信託機能における同意内容の理解度

- ✓ 「ある程度理解できた」以上の方が89%/理解度アンケートの正答率55%からみると、同意書類等の内容を読まず同意をしているケースが数多く視覚的に理解できるUIや動画などを示しより本人に理解頂けるような説明を行う必要がある。

### 総括

- ✓ 利用者における有益な情報提供及び便益特典など、情報信託機能の有用性は高く、データ提供先事業者側も、消費者に対し適切なタイミングで最適なサービス提供ができる。商品・サービス開発時に消費者に対し、効果的なマーケティングができるなど、情報信託機能のデータ第三者提供によるマネタイズの可能性を確認することができた。
- ✓ 情報信託機能における（健康・医療分野）の要配慮個人情報の取り扱いについて、説明機能やデータ提供先事業者の選定時、企業と信、倫理面を含めた審査体制整備の必要がある。有識者会議の協議では、現行認定指針で取り扱い可能なレベル0、レベル1情報を例示し、2021年度以降、以下のロードマップ（案）に沿って、レベル1情報の例示を公開するとともに、情報信託機能で取り扱い可能なレベル2情報を明示するとともに指針の改訂を進めることが望ましい。この点が、今後の要配慮個人情報をデータ流通させるうえで消費者に対し一定の基準をわかりやすく明示することにより、データ流通に対する安心感を高め、情報信託機能の普及促進をより加速させると考えられる。

### 今後の情報信託機能の普及に見据えた課題

認定指針改定のロードマップ（案）に基づき、レベル2情報の取り扱いについて、2021年度以降の指針改定（V2.1）に向けて、対象情報や同意・審査要件等を認定スキーム検討会等の場で検討することが望ましい。

正式な検討にあたっては、健診等情報利活用ワーキンググループ 民間利活用作業班で検討されている「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」や、別途、PHR普及推進協議会が作成する「サービスガイドライン」の内容と整合を図るとともに、情報銀行と民間PHRで異なる点を明確にしたうえで、情報銀行としての要件を検討していく必要がある。

## (2) データ倫理を担う人材の育成等

### 背 景

データ倫理審査会における審査は、対象となる情報銀行事業に関して事業担当者がリスク分析を実施した上で、分析結果及び対策等を踏まえ、審査員による審議が行われるものであるが、このリスクは、多くの場合「事業継続のリスク」、「データ保護のリスク」として捉えられることが多く見受けられる。

情報銀行では、「個人情報に対する個人によるコントロールビリティを高める」ことができないことをリスクとして捉えることを要求している。即ち個人情報保護法第27条乃至第30条の「本人の権利」の徹底した履行を求めるものである。

「本人の権利に関するリスク」換言すれば「消費者のリスク」に対する受容は、事業者に於いて決定することができないため、委任者（消費者）の代表者を交えた審議が必要となる。データ倫理審査会の役割について一定の**共通認識の醸成**が必要である。

また、リスク分析については、国際基準等が種々公開されているものの、実務的にどのような手順で、どのような観点で実施するかについて、悩んでいる事業者が多く見受けられる。これは実務的な観点でのリスク分析に関する体系的解説書がないことも一因である。

対象となる情報銀行事業に関して事業担当者がリスク分析を実施した上で、品質の高い分析結果及び対策等をデータ倫理審査会に提出できるような人材育成のため**研修等の啓発活動**が必要である。

### 目 的

#### ①共通認識の醸成（審査基準の作成）

「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.0」及び令和元年10月に公表された検討会とりまとめに記載されているデータ倫理審査会における審議の考え方にに基づき、審査基準として「データ倫理審査会における審査に関するガイドライン」を作成する。また本ガイドラインは情報銀行認定における参照規格になる。

本ガイドラインは、プライバシー影響評価の国際基準を基本とし、データ倫理審査会の運用フローに適合させ作成する。

#### ②データ倫理審査会の構成員に対する研修等の啓発活動（人材育成プログラムの構築及び研修の実施）

対象となる情報銀行事業に関してリスク分析を実施する事業担当者に対しては、リスク分析を、その歴史的・思想的背景にまで遡り、基本的な考え方、実施方法を体系づけて、わかり易く解説した教育プログラムを作成し研修を行う。

データ倫理審査会の審査員にしては、求められる能力を示し、「消費者のリスク」とその対策事例などを示した研修を実施する。

#### ③審査基準と人材育成プログラムが完成した後の実運用計画

審査基準は情報銀行認定の参照基準とする。人材育成プログラムはIT団体連盟にて定期的に研修を実施する。

### 共通認識の醸成（審査基準の作成）

審査基準は、「情報銀行」認定申請ガイドブックVer2.0及び令和元年10月に公表された検討会のとりまとめに記載されているデータ倫理審査会における審議の考え方にに基づき、またプライバシー影響評価の国際規格を参照し、データ倫理審査会の運用を支援する具体的な運営フローに適合したガイドラインとして作成した。

情報銀行のサービスの種類又は規模を問わず、全ての情報銀行に適用できることを意図した。

事例として記述した部分は、理解を助けることを目的として、該当する事例及び該当しない事例のそれぞれにつき、典型的な例を示すものであり、すべての事案を網羅することを目的とするものではない。

本ガイドライン中、「望ましい」と記載されている規定については、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに配慮して適正な取扱いが図られるべきとする法の基本理念を踏まえ、個人情報保護の推進の観点から、できるだけ取り組むことが望まれるものである。

### データ倫理審査会の構成員に対する研修等の啓発活動（人材育成プログラムの構築及び研修の実施）

#### リスク分析を実施する事業担当者の人材育成プログラム

情報銀行の企画・設計・運営し、リスクアセスメントを実施する事業担当者に向けて、リスク分析の考え方やその手順を解説した。情報銀行の事例から、リスクとは何かを捉えなおすと共に、簡単な演習に取り組みながら、具体的な手順を体得する。修了条件を満たした方には修了証書を発行した。

#### データ倫理審査会の人材育成プログラム

データ倫理審査会委員及び情報銀行運営者に向けて、情報銀行の事業内容が個人の利益に反していないかという、観点から審議を行うために、情報銀行の事例から消費者のリスクについて解説した。修了条件を満たした方には修了証書を発行した。

## 2-3 実証結果（審査基準の作成）

審査基準（データ倫理審査会運用ガイドライン）		参照規格 ISO/IEC 29134:2017
1	情報銀行での事前準備（ビジネススキーム概要の認識）	
	リスクアセスメント・チームの設置	6.3.1 Set up the PIA team and provide it with direction
	リスク基準の設定	7.3.2 Risk criteria
	サービス全体像の把握（業務フロー図の作成）	6.3.3 Describe what is being assessed
	個人情報フローの特定	6.4.1 Identify information flows of PII
2	データ倫理審査会の準備	
	データ倫理審査会のメンバー選定	6.3.4 Stakeholder engagement
	データ倫理審査会運規程の作成	6.3.2 Prepare a PIA plan
	データ倫理審査会との事前協議	6.4.2 Analyse the implications of the use case
3	データ倫理審査会の審議の準備（リスクマネジメント・プロセス）	
	リスクアセスメント（リスクの特定・分析・評価）	6.4.4 Assess privacy risk.
	リスク対策の検討及び決定、残留リスクの認識	6.4.5 Prepare for treating privacy risks
	PIA報告書の作成及び定期的見直し	6.5.1 Prepare the report
4	データ倫理審査会の開催（本人視点での審議、事業者による意思決定）	
	審査	6.5.4 Review
5	リスク対策の実施	
	リスク対応等の決定	7.6 Risk treatment plan.
	リスク分析表の作成	7.5 Risk assessment
	リスクの見直し	6.5.5 Reflect changes to the process
6	透明性の確保（議事録の公表）	
	PIA報告書最終版の作成	7.7 Conclusion
	PIA報告書最終版の公表	7.8 PIA public summary

「本人のリスク」への対応を追加

## 2-4 実証結果（人材育成プログラムの構築及び研修の実施）

DNP

情報銀行

### データ倫理審査会 オンラインセミナー

共同開催 大日本印刷株式会社、一般社団法人日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会

情報銀行では、個人情報に対する個人によるコントロール性を高めることを基本的な目的としており、これを適切に担保するには、各情報銀行に設置される諮問体制であるデータ倫理審査会の役割が重要となることから、同審査会に求められる役割の共通認識を構築し、審査員を担う人材や事業担当者を確認するためのセミナーを開催します。

※総務省「情報通信機能の認定に係る指針ver2.0」16頁 諮問体制（データ倫理審査会）に関する事項  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000648734.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000648734.pdf)

2020年11月27日(金) 13:30~16:30

### リスク分析を実施する事業担当者人材育成プログラム

無料  
ZOOM  
にて

受講推奨者：情報セキュリティ・個人情報保護の実務者、情報銀行ビジネスを企画する担当者

プログラム

情報銀行の企画・設計・運営し、リスクアセスメントを実施する事業担当者に向け、リスク分析の考え方やその手順を解説します。情報銀行の事例から、リスクとは何かを捉えなおすと共に、具体的な手順を体得します。

PIA 概論	データ倫理審査会はPIA(プライバシー影響評価)をベースにしている。これに沿った情報銀行運営を説明
リスクマネジメント	リスク分析の手順、リスク対応計画作成のポイント(PCDA 概論)
事例研究	情報銀行におけるユーザビリティの事例

2020年12月4日(金) 13:30~16:30

### データ倫理審査会人材育成プログラム

無料  
ZOOM  
にて

受講推奨者：法律実務家、データ倫理の専門家、情報セキュリティ・個人情報保護の実務者、消費者の代表者

プログラム

データ倫理審査会委員及び情報銀行運営者に向けて、情報銀行の事業内容が個人の利益に反していないかという観点から審議を行うために、情報銀行の事例から消費者のリスクについて解説します。

PIA 概論	データ倫理審査会はPIA(プライバシー影響評価)をベースにしている。これに沿った情報銀行運営を説明
消費者のリスク概論	消費者視点のリスク JIS X 9250(プライバシー原則)
事例研究	情報銀行における事例とその解決策

講師・監修

日本IT団体連盟 情報銀行認定委員会 委員  
 宮内・水町IT法律事務所 弁護士  
**水町雅子** 氏

講師

日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会 主任審査員  
**野津秀穂** 氏

監修

日本IT団体連盟 情報銀行認定委員会 委員長  
 美知法律事務所 弁護士  
**森 亮二** 氏

日本IT団体連盟 情報銀行認定分科会 分科会長  
 NATコンサルティング合同会社 代表社員  
**崎村夏彦** 氏

▶お申し込みはWEBサイトから

情報銀行 データ倫理審査会セミナー

検索



<https://www.tpdms.jp/seminar/ethic.html>

※どちらから一方の受講、両方受講のいずれも可です。  
 ※申し込みいただいた方に資料ダウンロードをご案内します。  
 「データ倫理審査会運営ガイドライン(案)」セミナー資料  
 ※セミナー受講者は都合により変更することがございます。  
 ※セミナープログラムは都合により変更することがございます。

<https://www.dnp.co.jp/GDPR/contact/term.cgi?mode=privacy&id=0703>

お問い合わせ

大日本印刷株式会社

ABセンター コミュニケーション開発本部  
 NS探索プロジェクトチーム

### リスク分析を実施する事業担当者の人材育成プログラム

11月27日(金) 13:30~16:30

申込者69名、受講者54名、アンケート回答者27名、  
 修了証発行希望者20名

受講者業種別(多い順) 1.ITセキュリティソリューション 2.調査  
 コンサル 3.金融 4.大学

### データ倫理審査会の人材育成プログラム

12月4日(金) 13:30~16:30

申込者74名、受講者57名、アンケート回答者27名、  
 修了証発行希望者26名

受講者業種別(多い順) 1.ITセキュリティソリューション 2.調査  
 コンサル 3.金融 4.法律事務所/消費者団体

<修了証>発行希望者46名様向け、  
 12月21日、郵便局出し完了。

### 主なアンケート回答

データ倫理審査会委員は弁護士、法律の専門家のため「人材育成」というタイトルが矜持にかかわり、受講動機が減退するため、タイトル変更を検討いただきたい。

リスク分析については演習を交えると、より実感できると感じた。

リスク対策の実施例、具体例をより多く知りたい。

### 審査基準の作成（データ倫理審査会運用ガイドライン）

プライバシー影響評価の国際基準 ISO29134では、事業者視点でのリスク分析（個人データ漏えい、不正アクセス等の安全管理措置）に関する事例が多いが、情報銀行では、「個人情報に対する個人によるコントロールビリティを高める」ことができないことをリスクとして捉えることを要求していることから、審査基準の作成にあたっては、事業者視点のリスク分析に加えて「本人のリスク」への認識及び対策について盛り込んだ。

「本人のリスク」とは、本人の権利への阻害要因であり、例えば、事業者が明示する利用目的が理解できない、理解した内容と実際が異なると感じることである。ここへの対策としては透明性の追求や利用停止や同意の撤回の方法が分かり易く、また操作性（コントロールビリティ）が要求される。このような着眼点を盛り込み、より多くの事例を人材育成プログラムにも記載した。

令和2年調査「特殊性の高い情報の利活用に係る実証事業」では医療情報の取扱いに関する検討を進めていることから、データ倫理審査会の審査基準においても「医療倫理」の考え方を参考としたアプローチを盛り込んだ。

今後、情報銀行認定基準では「データ倫理審査会運用ガイドライン」を参照規格として用いるとともに、事業者内部での評価に用いることを可能とする。

### 人材育成プログラムの構築及び研修

今後、日本IT団体連盟にて継続的にセミナーを実施する際に用いるほか、事業者内部の教育用資料として、また他事業者による研修プログラムとして利用できるよう研修用テキストを作成した。

今後、情報銀行ビジネスにおける新たな事例についても適宜、追加して事業者の共通認識としていく必要がある。

リスク分析については、座学の他、実践の中で培われるノウハウも多いことから、実技演習を研修プログラムに加えることが有効である。